

自動車駐車場の道路占用について

平成4年6月10日 道政発第46号
道路局路政課長から各地方建設局道路
部長・北海道開発局建設部長・沖縄総
合事務局開発建設部長・道路関係四公
団担当部長・各都道
府県担当部長・各政令市担当局長あて
通達

今般、道路附属物としての駐車場整備の指針として「駐車場設計・施工指針」（「駐車場設計・施工指針について」（平成4年6月10日付け建設省道企発第40号））が策定されたので、今後、自動車駐車場の道路占用許可の審査に当たっては、同指針の第1編、第2編、第3編第4章^(注)および第4編の規定を参考にするとともに、第3編第1章から第3章の規定については、地下駐車場に係る道路法施行令第14条第2項第1号および第2号の基準とされたい。

なお、都道府県におかれては、管下市町村（地方道路公社も含む。）に対しても周知徹底されたく願います。